

浜松市畜産衛生事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、家畜排せつ物に起因する悪臭を防止し、死亡獣畜の衛生的かつ適切な処理、家畜伝染性疾病の発生及びまん延防止を図ることで、畜産業の振興及び地域の公衆衛生の向上と環境の保全を推進するため、その事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 畜産農家 市内に経営施設を有して、畜産経営を行う個人又は法人
- (2) 処理施設 たい肥舎等の家畜排せつ物発酵処理施設
- (3) 処理機械 ホイルローダー、バキュームカー、ショベルローダー等の集ふん尿処理機械
- (4) 悪臭拡散防止資材・装置 脱臭シート、脱臭装置、防風ネット等、畜舎や排せつ物処理施設内で発生した悪臭が外部へ拡散することを防ぐもの

(補助の対象及び補助率)

第3条 この要綱による補助の対象は、次に掲げる事業とする。

(1) 悪臭防止対策事業

畜産農家を実施する、家畜排せつ物に起因する悪臭の発生防止（発生時間短縮）又は拡散防止を目的とした事業。

(2) 死亡獣畜処理対策事業

畜産農家が牛及び豚の死亡獣畜について、その収集運搬及び処理を業として営むものに依頼し、マニフェスト制度（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第3項による処分方法）に基づき、衛生的かつ適正な処理（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項による施設で行う処理）を行う事業。

2 前項に定める事業の補助対象事業費、補助率、条件は別表に定めるものとし、補助対象事業費には、消費税及び地方消費税は含まない。

3 補助対象者については、市税を完納している者であること。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる各号の書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

- (4) 市税納付・納入確認同意書 (様式第 4 号)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第 5 号)
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し (給与所得者を雇用する事業者の場合に限る)

2 第 3 条第 1 項 2 号死亡獣畜処理対策事業の補助金の交付の申請をしようとする者は、当該事業が完了した後、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書及び実績報告書 (様式第 1 0 号)
- (2) 死亡獣畜処理対策事業 事業実績書 (様式第 1 1 号)
- (3) 死亡獣畜処理対策事業 収支決算書 (様式第 1 2 号)
- (4) 市税納付・納入確認同意書 (様式第 4 号)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第 5 号)
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し (給与所得者を雇用する事業者の場合に限る)

(交付の決定)

第 5 条 市長は前条の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当であると認めるものについて補助金の額を決定し、申請者に補助金交付決定通知書 (様式第 6 号) により通知するものとする。

2 第 3 条第 1 項 2 号死亡獣畜処理対策事業の場合は、補助金交付決定及び交付確定通知書 (様式第 1 4 号) により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第 6 条 補助事業者が、事業の変更をしようとする場合で次のいずれかに該当する場合は、補助金変更承認申請書 (様式第 7 号) に変更事業計画書 (様式第 2 号) 及び変更収支予算書 (様式第 3 号) を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない

- (1) 事業費の 2 0 パーセントを超える変更をする場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助対象者の変更

(変更の承認)

第 7 条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合には、補助事業者に補助金変更承認通知書 (様式第 8 号) により通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は当該事業が完了した後、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書 (様式第 9 号)
- (2) 事業実績書 (様式第 2 号)
- (3) 収支決算書 (様式第 3 号)

2 事業の特性上、第 3 条第 1 項 2 号死亡獣畜処理対策事業は前項の手続きによるものと

しない。

(交付の確定)

第 9 条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めた場合は交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付確定通知書 (様式第 1 3 条) により通知するものとする。なお、審査にあつては現地検査により事業の実態を調査するものとする。

2 事業の特性上、第 3 条第 1 項 2 号死亡獣畜処理対策事業は前項の手続きによるものとする。

(補助金の請求)

第 1 0 条 補助金の交付を受けようとする者は、前条による確定通知書を受領した後、補助金交付請求書 (様式第 1 5 号) を市長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し)

第 1 1 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金を他の用途への使用をしたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規則又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 1 2 条 市長は、前条に基づく補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該対象者に補助金を返還させるものとする。

2 前項により返還の請求を受けた者は、定められた期日までに補助金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日より施行し、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日より施行し、平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行し、令和 2 年度の補助金について適用する。

別表（第3条2項関係）

事業名	事業主体	補助対象事業費	補助率（額）	条件
悪臭防止対策事業	畜産農家	<p>下記 又は の整備に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品及び原材料の購入費 ・工事費 <ul style="list-style-type: none"> 家畜排せつ物処理施設・機械整備：ホイールローダー等 悪臭拡散防止資材・装置導入：脱臭シート、脱臭装置、防風ネット等 	<p>補助対象事業費の3分の1以内。 なお、メニューごとの補助金の限度額は以下のとおりである。 1,000千円 500千円 （1千円未満の端数は切り捨てとする。）</p>	<p>当該年度において、同一経営体の及びの申請は各1回のみとする。 ただし、1経営体の当該年度の限度額は1,000千円とする。</p>
死亡獣畜処理対策事業	畜産農家	<p>死亡獣畜の処理に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡獣畜の収集、運搬費 ・死亡獣畜の処理費 	<p>補助対象事業費の3分の1以内。 ただし、農家ごとの補助金の限度額を300千円とし、1千円未満の端数は切り捨てとする。</p>	

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金交付申請書

年度浜松市畜産衛生事業費補助金(悪臭防止対策事業)を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 交付申請額及び算出の基礎

様式第2号（第4条・第6条・第8条関係）

悪臭防止対策事業 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

事業費内訳	悪臭発生防止	悪臭拡散防止
	円	円
補助対象物品		
事業完了予定期日	年 月 日	

総事業費	円	総事業費 負担区分	市補助金	円
			自己資金	円
			その他	円
補助対象事業費				円
備考				

(注)「自己資金」は、消費税及び地方消費税を含む。

「補助対象事業費」は消費税及び地方消費税を除く。

「総事業費負担区分」に「その他」がある場合には「備考」の欄に内容を記入すること。

2 添付書類

(1) 事業（変更事業）計画書の場合

- ア 見積書
- イ カタログの写し
- ウ 処理施設の場合には、その設計図及び配置図

(2) 事業実績書の場合

- ア 納品書、明細書及び領収書の写し等の支払金額及び支払内容のわかるもの
- イ 事業内容のわかる写真

様式第3号(第4条・第6条・第8条関係)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

記

1 収入の部

区分	予 算 額 (変更予算額)(決算額)			(予算額)	比 較		備 考
	総事業費	内 訳			増	減	
		補助対象事業費	その他 (消費税等)				
市補助金 自己資金 その他	円	円	円		円	円	
合計							

2 支出の部

区分	予 算 額 (変更予算額)(決算額)			(予算額)	比 較		備 考
	総事業費	内 訳			増	減	
		補助対象事業費	その他 (消費税等)				
	円	円	円		円	円	
合計							

(注) 変更収支予算書が提出・承認された事業の収支決算書の場合は、(予算額)欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第4号(第3条・第4条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 農業振興課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、年度浜松市畜産衛生事業費補助金交付要綱第3条第3項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市畜産衛生事業費補助金

様式第5号(第4条関係)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市畜産衛生事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様式第 6 号 (第 5 条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった浜松市畜産衛生事業費補助金について、下記のとおり交付決定します。

記

1 補助金の交付決定額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

2 交付の条件

- ア 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- イ 補助金の収支に関わる帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、補助金交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなくてはならないこと。
- ウ 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- エ 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- オ 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- カ 補助事業者が市税を完納していること。
- キ 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定を受けた浜松市畜産衛生事業費補助金事業計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

（1）変更事業計画書 第2号様式

（2）変更収支予算書 第3号様式

様式第8号(第7条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市畜産衛生事業費補助金変更承認申請書について、下記のとおり承認します。

記

補助金の交付決定額(変更後)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定を受けた浜松市畜産衛生事業費補助金事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

1 事業実績書 第2号様式

2 収支決算書 第3号様式

様式第10号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金交付申請書及び実績報告書

年度浜松市畜産衛生事業費補助金(死亡獣畜処理対策事業)を交付されるよう関係書類を添えて申請及び実績報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 交付申請額及び算出の基礎

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

死亡獣畜処理対策事業 事業実績書

1 事業の内容

総事業費	円	総事業費 負担区分	市補助金	円
			自己資金	円
			その他	円
補助対象事業費				円
備考				

(注) 「自己資金」は、消費税、地方消費税及び畜産協会の補助額を含む。

「補助対象事業費」は、消費税、地方消費税及び畜産協会の補助額を除く。

「総事業費負担区分」に「その他」がある場合には「備考」の欄に内容を記入すること。

2 実施状況

畜種	月 齢	処理実績頭数
牛	9 6 ヶ月齢以上	頭
		頭
	2 4 ヶ月齢以上 9 6 ヶ月齢未満	頭
		頭
	3 ヶ月齢以上 2 4 ヶ月齢未満	頭
3 ヶ月齢未満	頭	
	頭	
豚		頭

(注) 「処理実績頭数」の上段は「牛海綿状脳症 (以下「BSE」という) 検査未実施牛」の頭数を、下段は「BSE 検査実施牛」の頭数を記入すること

3 補助金交付申請額の算出方法

4 添付書類

(1) 死亡獣畜処理実施状況表

(2) マニフェスト票の写し

(3) 死亡獣畜処理整理票 (荷受け証明及び処理経費受取確認書) の写し

死亡獣畜処理実施状況表

収集運搬年月日	畜種	月 齢	B S E 検査の有無
年 月 日	牛・豚	9 6 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡以上 9 6 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡未満	有・無
年 月 日	牛・豚	9 6 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡以上 9 6 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡未満	有・無
年 月 日	牛・豚	9 6 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡以上 9 6 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡未満	有・無
年 月 日	牛・豚	9 6 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡以上 9 6 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡未満	有・無
年 月 日	牛・豚	9 6 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡以上 9 6 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡未満	有・無
年 月 日	牛・豚	9 6 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡以上 9 6 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡未満	有・無
年 月 日	牛・豚	9 6 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡以上 9 6 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡未満	有・無
年 月 日	牛・豚	9 6 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡以上 9 6 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡以上 2 4 ヲ月齡未満 3 ヲ月齡未満	有・無

(注)畜種、月齡（牛の場合に限る）及び B S E 検査の有無（牛の場合に限る）については該当項目を丸で囲むこと

様式第12号(第8条関係)

死亡獣畜処理対策事業 収支決算書

記

1 収入の部

区 分	決 算 額	備 考
市 補 助 金	円	
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

(注)「自己資金」は、消費税、地方消費税及び畜産協会の補助額を含む。

2 支出の部

区 分	(決 算 額)	備 考
死亡獣畜の収集 運搬処理費	円	
合 計		

様式第13条(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

補助金交付確定通知書

年 月 日付け報告のあった浜松市畜産衛生事業費補助金実績報告書を審査した結果、下記金額を 年度浜松市畜産衛生事業費補助金として確定します。

記

補助金の確定金額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

補 助 金 交 付 決 定 及 び 確 定 通 知 書

年 月 日付け申請のあった浜松市畜産衛生事業費補助金交付申請書及び実績報告書を審査した結果、下記金額を 年度浜松市畜産衛生事業費補助金として決定及び確定します。

記

1 補助金の交付金額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

2 交付の条件

(1) 各事業共通

- ア 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- イ 補助金の収支に関わる帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、補助金交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなくてはならないこと。
- ウ 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- エ 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- オ 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

様式第15号(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金交付請求書

年度浜松市畜産衛生事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額

円

振込金融機関名

振込口座名

口座種別

口座番号